相談の流れ

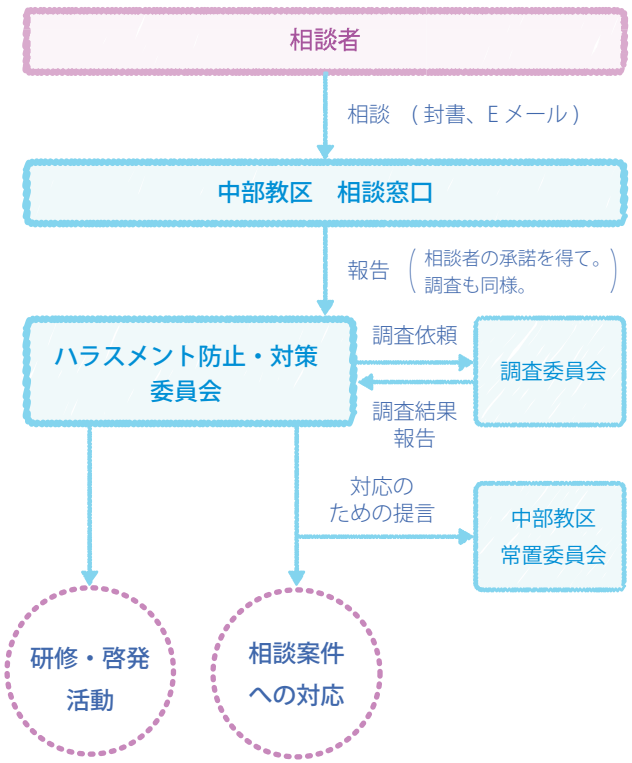

- 相談用紙を封書にてお送りください。
- 相談用紙は中部教区ホームページからダウンロードすることができます。(http://www.nskk.org/chubu/)
- Eメールでも相談を受け付けています。
- 回答までに一定の時間がかかりますが、まず相談が受付けられた時点でその旨を窓口から連絡いたします。

相談先

郵送の場合・・・

〒466 - 0034 名古屋市昭和区明月町 2 - 28 - 1
日本聖公会中部教区センター内　ハラスメント相談窓口

Eメールの場合・・・

hpc.chubu@nskk.org

ハラスメント防止に向けて

中部教区は、教区に相談窓口を設置し、外部との連携を通して、ハラスメントの対策に努めます。

ハラスメントを許さず、見過ごさないため、啓発活動や研修をし、ハラスメント防止に取り組みます。

被害の申し出があった場合は、事実の確認を行い、解決と和解に努めます。また、相談者が二次被害で苦しむことがないようにし、ケアすることに努めます。

日本聖公会ハラスメント防止宣言

すべての人は、神の似姿として命を与えられたかけがえのない存在です。その一人ひとりの尊厳は、誰からも侵害されたり傷つけられたりすることがあってはなりません。日本聖公会は、人の尊厳を侵害したり傷つけたりするあらゆるハラスメントを許さず、その防止に取り組むことを宣言します。

2012 年 日本聖公会第 59（定期）総会 決議第12号

日本聖公会 中部教区 ハラスメント防止・対策委員会
〒 466-0034 名古屋市昭和区明月町 2-28-1
TEL：052-858-1007　FAX：052-858-1008
http://www.nskk.org/chubu/

ハラスメントかな？と思ったら…

相談ガイド

相談窓口について

ハラスメントのことは何でもご相談ください。

「ハラスメントかわからない」、「話を聞いてほしい」でもかまいません。

相談者のプライバシーは守ります。

相談者は、相談することによって状況を整理し、どのような解決方法があるのかを相談窓口の担当者と一緒に考えることができます。
相談することで解決方法を見いだし、納得できれば、そこで相談はいったん終了します。
相談者が相手に対して具体的な対応を求めることになれば、ハラスメント防止対策委員会に訴える手続きをすることになります。

対象

信徒や教役者に限らず、どなたでも相談できます。

- ハラスメントの被害にあった方
- それに関して何らかの不利益を受けた方
- 被害を受けた方から頼まれた方
- ハラスメントを見聞きした方
- ハラスメント加害者と疑われて困惑している方
- もしかしてハラスメントをしてしまったかもしれないと思う方 … などなど

窓口についてより詳しく知りたい方は…中部教区ホームページにて「ハラスメント防止･対策委員会規程」「調査委員会規程」をご覧いただけます。

ハラスメントとは？

ハラスメントの定義

ハラスメントとは、相手の望まない言動によって相手の心や身体を傷つけることを言います。性別や人種、国籍、信条、職業、社会的地位、性的指向、あるいは、人格に関わる事柄についての言動や態度によって、相手に不利益を与えたりその人の尊厳を傷つけたりして人権を侵害する行為です。

ハラスメントの背景には多くの場合「力関係の差」が存在し、そのためたとえ自分が嫌だと感じてもそのことを表現できないことがあります。行う側にその意識がなくても、相手が「力関係の差」を意識して傷つくような場合は、ハラスメントとなり得ます。

従ってハラスメントには、意図的に相手を攻撃するものだけでなく、無配慮あるいは無意識の言動で相手を傷つけてしまうものも含まれます。また、時代環境や社会意識の変化により、かつては問題視されなかったことも、今ではハラスメントとなることがあります。

ハラスメントの種類

ハラスメントには、例えば以下のようなものがあります。実際に起こっている事柄では、下記のようなハラスメントが互いに絡み合っていることも多く、それぞれのハラスメントを切り離して考えることが難しい場合が多いです。

セクシュアル・ハラスメント
相手が不快に感じる性的な言動

ジェンダー・ハラスメント
社会的、文化的性差によって相手を不快にさせる言動

パワー・ハラスメント
地位や職権を利用あるいは濫用する不適切な言動や待遇

モラル・ハラスメント
精神的虐待あるいは嫌がらせ

たとえば、こんなこと

- 無視する、口をきかない
- 威嚇する
- 人前でばかにしたり、怒鳴ったりする
- 言動を細かく批判し、考えが間違っていると決めつける
- 「文句は言うな！代わりはいくらでもいる」等の暴言
- インターネット上での個人攻撃
- 性的な冗談を言って、場を盛り上げる
- 二次被害

被害者の相談に対して、「そんなことあるはずない」「気のせいだ」等、理解のない対応を受けることで、相談する以前より被害者が傷ついてしまうことがあります。「相談しない方が良かった」とならないためにも、相談を受けた人は、深い配慮や思いやりが求められます。